

[事案 2019-91] 転換契約無効請求

・令和2年4月22日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

保険会社の誤説明により雑損失に計上することになったとして、契約見直しの無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年3月に契約した終身保険（契約①）と平成18年8月に契約した終身保険（契約②）を、平成30年12月に長期定期保険（契約③）に見直ししたが、以下の理由により、契約③への見直しを無効にして、契約①および契約②に戻してほしい。それが認められない場合には、計上した雑損失相当額の損害賠償金を支払ってほしい。

(1)募集人から、本見直しをすることにより、経理上、雑収入を計上できると説明されたが、実際には約500万円の雑損失が生じた。

<保険会社の主張>

募集人は、経理処理について説明は行っていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人代表者および代理人、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明および不法行為は認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)本見直しは、申立人代表者の退職金の準備（契約③の解約返還金と充当価格の残額の合計額は、代表者が70歳頃に高くなるように設計されている）、契約者貸付金の精算、払込保険料がほぼ同額で死亡保障金額を高くすることを目的としてなされたが、申立人代表者が70歳時に解約した場合の受取額は、契約者貸付金の精算や利息の支払いを考慮しても、見直し前の方が多かったことが認められる。

そうすると、募集人としては、本見直しの前後での退職金の準備や契約者貸付金の精算の違いに配慮した説明をし、その上で、死亡保障額を増やすか否かを判断できるように勧誘することが望まれたところ、そうした勧誘はなされていなかった。

(2)募集人は、内容に誤りのある経理処理（案）を申立人に示しているが、本見直し後のことであったとしても、看過することはできない。